

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和59年4月1日、A社からB社へスーパーバイザーとして出向し継続して勤務しているのに、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白があるのは納得ができない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断して、申立人は、同社及びB社に継続して勤務し(昭和59年4月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年2月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立人の資格喪失日を昭和59年4月1日とすべきところ、誤って同年3月31日と届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者としての厚生年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月1日から62年12月1日まで

私は、昭和60年11月に、A社の忘年会で退職する意向を伝えた後、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険第4種被保険者の加入手続きを行い、同年12月から62年11月までの保険料を前納した。同社の社長から、引き続き勤務するよう言われたため、62年5月まで継続勤務していたが、申立期間の保険料は還付されておらず納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収証書から、申立人は、厚生年金保険第4種被保険者として申立期間の厚生年金保険料を納付したことは確認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者原票等から、昭和61年8月にA社より健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（60年12月1日にさかのぼって再取得）が提出されたことに伴い、同年9月5日に申立期間の厚生年金保険第4種被保険者資格が取り消されたことが確認できる。

また、厚生年金保険第4種被保険者資格の取消しに伴って生じる保険料の還付については、過誤納額還付通知書及び還付請求書の用紙を本人あてに送付することによって通知され、本人から還付請求書の提出を受けて還付されることが通常の事務処理であるが、住民票の記録から、申立人は昭和60年12月から62年11月まで転居していないことが確認でき、申立人あてに過誤納額還付通知書及び保険料等還付請求書が送付されていない状況をうかがうことはできないことから、厚生年金保険第4種被保険者の被保険者資格取消に伴い申立期間の厚生年金保険料は還付がなされたものと考えるのが相当である。

一方、申立人は、申立期間のうち昭和62年5月10日から同年12月1日まで、上記の厚生年金保険第4種被保険者資格が取り消された記録とは別の番号で厚生年金保険第4種被保険者として記録されていることが確認できる。この

記録については、厚生年金保険第4種被保険者は、昭和60年改正前の厚生年金保険法第15条において「被保険者期間が十年以上である者が、被保険者でなくなった場合において、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないときは、その者は、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。」と規定されており、申立人がA社において62年5月10日に資格喪失した後でなければ厚生年金保険第4種被保険者の資格取得の取手続等を行うことはできず、同日以後に資格取得等の取手続がなされたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間における厚生年金保険第4種被保険者としての厚生年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 1 月 1 日まで
申立期間については、繊維統制により A 社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、繊維統制により、それまで個人で営んでいた繊維の卸売業をやめ、多数の同業者と共に A 社に勤務したとしているが、同社に係る商業登記簿謄本及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の妻が記憶する同僚の氏名は確認できない。

また、申立人の妻は、同僚が申立人と同時期に A 社に勤務したと述べているが、厚生年金被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人と当該同僚は、いずれも申立期間後の昭和 18 年 10 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚の厚生年金保険被保険者台帳により、同日に加入した会社は申し立てとは別会社であることが確認できる

さらに、申立人の当時の状況を知る関係者は、「申立期間に申立人は個人事業主であった。」と供述している上、申立人の妻も、当初聴取において、「申立人は昭和 16 年 3 月に結婚した後、2 年間ほどは繊維の卸売業を個人で営んでおり、その後、統制により A 社に勤務した。」と述べており、申立内容と供述内容に齟齬がみられる。

加えて、A 社は、既に昭和 59 年 6 月 30 日に解散しており、申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から31年3月4日まで

私は、経理事務所に勤務していた時に、A社に専属で勤務して下さいと言われ、昭和29年に同社に入社し約4年間勤務した。在籍期間中は、経理、給与及び社会保険の業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間中もA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、「在籍期間中の従業員は常時20人位いた。事務担当者は私だけで他の人は行っておらず、在籍中の従業員に対し資格喪失届を提出したことはない。」と供述しているが、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和30年に申立人を含む16人が資格喪失し、同年12月末のA社の被保険者数が2人である上、当該16人中4人が、申立人と同様に資格喪失した後に再取得しており、このうち、事情を聴取できた1人は、「一時的に会社を辞めたことはない。」と供述していることから、申立期間当時の同社においては、在籍中の従業員についても、理由は明らかではないが、一時的に資格喪失させていた状況がうかがえる。

また、A社は、昭和43年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、45年6月12日に清算終了により閉鎖しており、当時の事業主も死亡している上、上記の被保険者期間に欠落が認められる同僚からも、当該欠落期間における保険料控除に係る供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。